

告訴状

(被通告人)

警視庁九の内務警察署署長

(通告人)

東京都墨田区堤通

二丁目三番一号一ニ〇八室

大 高 正 二 東京拘留所在監

私は、事件番号 平成二四年ウ一八六〇号

の被被告人です。東京高等裁判所裁判長裁判官

井上弘通により控訴審における法定の被告

人発言を禁止されました。この事實は本一回

及び本三回公判調書に記述されています。禁

止理由は刑事訴訟法三八八条に「控訴審では

被告人のためにする弁論は、弁護人で行な

べ、これを行うことが出来ぬ」と定めらる

ているからであるといえます。しかし、こ

の状態で被告人が傍聴人と同じ立場に置かれ

た事になり、被告人が裁判を受ける事にな

ります。憲法三七条に「すべての刑事に

件において、被告人は、公平な裁判所の迅

速な公判裁判を受ける権利を有すると定め

られております。憲法と法律が相反する定め

1.6



2011.0  
8-12

郵便証司  
平成25年11月6日

第 76051 号書留内容証明郵便物として  
差し出したことを証明します。  
日本郵便株式会社

25.11.6  
8-12

この郵便物は平成25年11月6日  
東京都千代田区有楽町一丁目九番地二番  
警視庁丸の内警察署署長  
東京都葛飾区小菅一丁目三五番地一号A  
大 高 正 二

二〇一三年十一月五日

警視庁丸の内警察署署長殿

右 大 高 正 一

ある場合は憲法が優先されます。事実、私は  
三八八条を適用されて、牽手を以て「発言」  
と二回言っただけで退任させられました。二  
の事実が才三回及び才四回公判調書に記述さ  
れられています。  
不当な訴訟指揮を行つた井上弘通は憲法三  
七条違反で告訴します。

25.11.6  
8